

定期監査結果の概要（10月から11月まで実施）

1 監査対象部局

こども健康部

2 監査実施期間

令和7年10月1日（水）から同年11月6日（木）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和7年1月1日から同年6月30日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

- (ア) 納入の通知は、適正に行われているか。
- (イ) 納期限の設定は適切か。
- (ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- (エ) 延納、分納及び徵収停止の措置は適正か。
- (オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

- (ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。
- (ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- (エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- (オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行わ

れているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 隨意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 隨意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確實かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなど

は、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

監査対象部局における財務事務や経営に係る事業の管理、行政事務全般から抽出した事務事業について、提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき、上記に定めた着眼点により関係職員から説明を求め、次のとおり実施した。

(1) 監査事務局職員による事前調査

監査実施日の概ね30日前に提出された監査資料等を基に、事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 監査委員による事情聴取

監査事務局職員による事前調査の復命結果を踏まえ、改めて、関係職員から詳細説明を求め、監査対象とした事務事業が適正かつ効率的に行われているかを確認した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査事務局長の注意事項とする（5）を除き、適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 局長注意

見積合わせにおいて、8件の契約のうち5件の契約で2者へ見積依頼をしているが、そのうちの1者が全て同一の事業者（A社）であるとともに、残り3件の1者見積も全てA社へ依頼しており、8件の契約全てが、A社に決定していた。

これらの契約手続に明確な問題は認められないが、競争性や公平・公正な取扱いの確保という観点から、見積りに参加する事業者が一部に偏る状

況が続くことのないよう、今後十分に注意を払う必要がある。